附則第二条の二第五項中「同項に規定する保険医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に、「同項第二号イ」を「同項第三号イ」に改め、「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万千五十円）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、「同項第三号イ」を「同項第四号イ」に改め、「三万千五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」とあるのは「二万二千二百円」と、同項第五号イ」に改め、同条第六項を削る。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第六条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の三第一項第一号中「第五項まで」の下に「、第二十三条の三の五」を加え、同号ニ中「及び第二十三条の三の五第四項」を「並びに第二十三条の三の五第一項、第四項及び第九項」に改め、同項第二号中「一般疾病医療費」の下に「（第二十三条の三の五第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費」という。）」を加える。

第二十三条の三の四第一項第一号中「並びに次条第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及びロ」を「及び次条第一項」に改め、同条第五項中「、次条第一項」を削り、同条第六項第二号中「、第八項第二号及び次条第一項」を「及び第八項第二号」に改める。

第二十三条の三の五第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合員が同一の月に一の法第五十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下この項及び第六項において「第二号医療機関等」という。）又は法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下この項及び第六項において「指定訪問看護事業者」という。）から療養を受けた場合において、法第五十七条第二項に規定する一部負担金（法第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第五十七条の五第三項において準用する法第五十七条の三第三項又は第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第五十八条の二第三項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の支払が行われなかつたときは、組合は、第二十三条の三の三第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該第二号医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

第二十三条の三の五第一項第一号中「入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の法第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として総務大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。）」を「第二十三条の三の三第一項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号イ中「（組合員の被扶養者が受けた療養（七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月以前の療養に限る。以下この号において「特例月七十歳到達前被扶養者療養」という。）に係るものにあつては、四万五十円）」を削り、「入院療養等」を「療養」に改め、「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このイにおいて同じ。）」及び「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、同号ロ中「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、七万五千円）」を削り、「入院療養等」を「療養」に改め、「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、二十五万円。以下このロにおいて同じ。）」及び「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、四万千七百円）」を削り、同号ハ中「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、一万七千七百円）」及び「（特前被扶養者療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を削り、同項第二号中「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。）」を「第二十三条の三の三第三項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号イ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万千五十円）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、同号ロ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）」を「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万千五十円）」に改め、「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、同号ハ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」に改め、「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　第二十三条の三の三第四項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額

イ　ロからニまでに掲げる者以外の者　三万千五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ロ　前条第四項第二号に掲げる者　四万五十円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ハ　前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　一万二千三百円

ニ　前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　七千五百円

第二十三条の三の五第一項に次の一号を加える。

四　第二十三条の三の三第五項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額

イ　ロ又はハに掲げる者以外の者　二万四千六百円

ロ　前条第五項第二号に掲げる者　四万四千四百円

ハ　前条第五項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　八千円

第二十三条の三の五第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定による支払があつたときは、その限度において、組合員に対し第二十三条の三の三第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

3　組合員が同一の月に一の法第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局（第八項において「第一号医療機関等」という。）から療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき同条第三項に規定する一部負担金又は保険外併用療養費負担額のうち、これらの金額から第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額（以下この項において「控除後の額」という。）の限度において、当該控除後の額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において、組合員に対し第二十三条の三の三第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

第二十三条の三の五第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第四十三条第八項及び第九項」を「第四十三条第九項及び第十項」に、「同令第四十三条第八項」を「同令第四十三条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「療養の給付又は保険外併用療養費若しくは」を削り、「第五十九条第四項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、」を「第五十九条第四項及び第五項中」に改め、「、同条第五項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他総務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養につき支払うべき同条第二項に規定する一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又はその療養に」と、同条第六項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と」を削り、同項を同条第十項とし、同条第四項中「訪問看護療養費又は」、「組合員又はその」及び「、同条第四項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と」を削り、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。